

高知県海岸保全基本計画推進委員会設置要綱

(目的)

第1条 高知県海岸保全基本計画策定後の社会情勢や自然条件等の変化に対応して、海岸管理者に意見を述べるため、学識経験者や関係団体で構成する高知県海岸保全基本計画推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(構成)

第2条 委員会は、会長及び委員をもって構成する。委員は、別紙に掲げる者とし、高知県知事が委嘱する。また、会長が必要と認めた者をオブザーバーとして出席させ、意見を求めることができるものとする。

2 委員会に、会長1名及び副会長1名を置く。

3 会長は、委員会を代表し、会務を掌握する。

4 副会長は、会長を助け、会長に事故あるときは、その職務を代行する。

5 会長、副会長は、委員の互選によるものとする。

(委員の任期)

第3条 委員の任期は、2年間とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員（別紙区分のうち市民団体及び学識経験者として委嘱された委員を除く。）が委嘱された時における当該職を失ったときは、委員の職を失う。

(会議)

第4条 委員会の会議は、会長が必要と認めたときに招集する。

2 会議の議長は、会長が務める。

(事務局)

第5条 委員会の事務局は、高知県土木部港湾・海岸課に置く。

(雑則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関する必要事項は、その都度会長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は平成16年5月17日から施行する。

最初の委員会の開催は、第4条の規定によらず知事が招集する。

附 則

この要綱は平成18年6月29日から施行する。

附 則

この要綱は平成21年7月27日から施行する。

附 則

この要綱は平成22年12月17日から施行する。

附 則

この要綱は平成23年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成25年8月9日から施行する。

附 則

この要綱は平成 26 年 2 月 10 日から施行する。

附 則

この要綱は平成 27 年 8 月 10 日から施行する。

附 則

この要綱は令和 6 年 7 月 4 日から施行する。

海岸保全基本計画推進委員会名簿

区分	職名	氏名
学識経験者 (2名)	高知工科大学 名誉教授	伊ハ マヒロ 磯部 雅彦
	高知工科大学 教授	サウ シジ 佐藤 慎司
関係団体 (2名)	すくも湾漁協協働組合 柏島支所 女性部 部長	ハマ ヨコ 濱野 洋子
	高知県商工会議所女性会連合会 会長	カヅハラ キヨ 梶原 絹代
市民団体 (2名)	高知NPO	ホキ シ 細木 美津
	NPO高知県ヨットクルージング ネットワーク 理事	カカミ ジュイチ 川上 壽一
自治体	香南市長	ハマダ コウタ 濱田 豪太
関係機関	国土交通省四国地方整備局 高知河川国道事務所 所長	ワタナベ クニヒロ 渡邊 国広
関係機関	国土交通省四国地方整備局 高知港湾空港整備事務所 所長	ノト ケイスケ 野本 啓介